

特定教育・保育施設等の利用者負担額（保育料）の見直しについて

特定教育・保育施設等の利用者負担額（保育料）の見直しについては、昨年9月の子ども文教常任委員会において、平成29年4月からの教育標準時間認定（1号認定）の利用者負担額の見直し及び、同年9月からの保育認定（2号認定・3号認定）の利用者負担額見直しに向けた基本的考え方について報告しましたが、国において、昨年12月末に、平成29年度における幼児教育の段階的無償化の推進についての制度改正が示されました。

今回は、この制度改正を踏まえ、平成29年4月からの教育標準時間認定の利用者負担額を見直すとともに、平成29年9月からの保育認定の利用者負担額の見直しについて、報告します。

1. 国における制度改正について

平成29年4月から実施される国の幼児教育の段階的無償化の推進についての内容は、次のとおりです。

市町村民税非課税世帯（教育標準時間認定については、所得割非課税世帯を含む）の第2子を無償化

市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯等における第1子利用者負担額を市町村民税非課税世帯並みに軽減

教育標準時間認定の市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯の利用者負担額を軽減

2. 利用者負担額の見直しについて

(1) 教育標準時間認定（1号認定）の利用者負担額について

平成29年4月からの教育標準時間認定の利用者負担額については、国の制度改正に伴い、市町村民税非課税世帯（所得割非課税世帯を含む）における第2子を無償化するとともに、市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯等における利用者負担額の上限を国基準額である3,000円に引き下げることとします。

利用者負担額の詳細については、3ページのとおりです。

(2) 保育認定（2号認定・3号認定）の利用者負担額について

国の制度改正に基づく見直し

国の制度改正に伴い、平成29年4月から、市町村民税非課税世帯における第2子を無償化するとともに、市町村民税所得割課税額77,101円未満のひとり親世帯等における利用者負担額の上限を国基準額まで引き下げることとします。

本市における利用者負担額の見直し

本市における平成27年4月の新制度移行以前の保育料については、国基準徴収額の概ね70%程度でしたが、新制度移行後の平成27年度決算にお

ける利用者負担額の負担割合は66%、平成28年度決算見込みでは66.6%となっています。

そのため、まず国による利用者負担額軽減の対象となる年収約360万円未満相当世帯(利用者負担額C5階層)以下の利用者負担額については据え置くこととし、階層により第1子の50~60%程度の設定となっている第2子の額については、全階層において50%となるよう引き下げを行います。

その上で、国基準徴収額に対する負担割合が、平成28年度決算見込みから約1%程度の引き上げとなるよう、平成29年9月からの利用者負担額を改正することとします。

今後においては、国基準徴収額に対する負担割合について、概ね70%程度となるよう段階的に引き上げていく予定です。

利用者負担額の詳細については、4・5ページのとおりです。

3. 平成29年度における財政的影響について

4月からの教育標準時間認定の利用者負担額の引き下げに伴う施設型幼稚園に対する給付費の歳出増として約760万円、9月からの保育認定の引き上げによる歳入増として約1,760万円、実質収支(歳入-歳出)としては、約1,000万円を見込んでいます。

(千円)

| | 歳出 | 歳入 | 実質収支 (歳入-歳出) |
|---------------|-------|--------|-----------------|
| 1号認定引き下げ影響額 | 7,600 | | |
| 2・3号認定引き上げ影響額 | | 17,600 | |
| 実質収支(歳入-歳出) | | | 10,000 |

4. 今後の予定

平成29年3月 利用者負担額改正について保護者に周知(教育標準時間認定及び保育認定の国改正部分)

4月 藤沢市特定教育・保育施設等の利用者負担額を定める規則の一部改正施行

4月以降 保育認定の利用者負担額改正について保護者に周知

9月 藤沢市特定教育・保育施設等の利用者負担額を定める規則の一部改正施行(保育認定)

以上